

令和6年12月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
12月3日	12月23日	<p>予防接種健康被害救済制度について 予防接種健康被害救済制度について、奈良県や春日井市のようにホームページや幅広い広報媒体で分かりやすく案内する事。</p> <p>予防接種健康被害救済制度申請希望者に、分かりやすい書き方案内を作成し、希望者に案内を配布、ホームページや幅広い広報媒体で周知する事。</p> <p>市内全ての病院に対して予防接種健康被害救済制度を希望される患者さんに、受診証明書の記載やカルテの写しの拒否をしないように通達を出す事。</p> <p>病院用に「受診証明記載マニュアル」を作成しホームページ広報で案内する事。また作成したマニュアルを医師会、各病院に分かりやすく案内、周知する事。</p> <p>ワクチン接種記録の保管期限延長、若しくは接種者手帳の発行を国に働きかける事。</p> <p>市内の小中学校に通う、ワクチン健康被害の児童・生徒に対する、教育を受ける機会の保持の為、被害を把握するための調査を行い、各学校に体調不良で通えなくなった子供にオンライン授業を検討したり、出席日数に関して、診断書がある場合出席停止扱い等を検討したり、進級卒業に関し柔軟な対応を行うよう各学校に通知する事。</p> <p>ワクチンによる健康被害によって職を失った方、体調不良による再就職の難航者に対する生活の救済の為、調査を行い必要な処置を行うよう、国に働きかける事。</p>	<p>このたびは貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>予防接種健康被害救済制度につきましては、本市でもホームページにて制度の内容を案内しており、また、静岡県においてもホームページにて申請書の記載方法をご案内しており、分かりやすい案内に努めておりますが、他都市の事例を参考に、より一層分かりやすい表記となるよう検討してまいります。</p> <p>受診証明書やカルテの写しの提供につきましては、これまで機会を捉えて医療機関に診療情報の提供についてご説明しご理解いただいているところであり、これまで市民から拒否に関する報告事例はありません。また、受診証明書の記載方法についても医療機関にご説明しており、ご理解いただいているものと考えております。</p> <p>ワクチン接種記録の保管期限延長や生活救済の為の調査の実施等につきましては、国の情勢や他市町の動向を十分に踏まえた中で慎重に判断していきたいと考えております。</p> <p>また、ワクチン健康被害の児童・生徒に対しては、教育機会を損なわないよう、教育委員会と連携して、適切な対応に努めてまいります。</p> <p>今後も予防接種の意義や効果だけではなく、健康被害などの情報についても分かりやすく周知してまいります。</p>	健康づくり課

令和6年8月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
8月7日	8月20日	<p>1歳6か月児健康診査等について いつも市民のために行政に従事いただきありがとうございます。日々様々な業務があり献身していただいているところ恐縮ですが、沼津市の子育て支援に意見があります。 (1)「1歳6か月児健康診査表」の内容についてご相談です。 ア: 25・26・27の質問ですが、「家族で喫煙者はいますか？」の1つの質問でまとまると思うのですが、3つに分ける意図があるのでしょうか？ イ: 29～34の質問内容ですが、なんとというか、母親が育児を行うのが主であるような書き方がとても不快です。父親が補助を担っているような表現はこの時代に合わないので改善いただきたいです。</p> <p>(2)「こどものコミュニケーションの育ちについての質問表」の内容について ア: 明らかにコピーにコピーを重ねつづけた資料が届くと本当にガッカリします。誰か新しく印刷しようと思わないのでしょうか。元データがなくてもエクセル等で1日で作成できる内容です。 イ: イラストが昭和かと思うくらい古いものが掲載されています。育児の方法が昔と比較して大きく変わることはないのでしょうか、いかんせん古すぎて何もアップデートされていないと見受けられません。内容について課内で決裁を取った上で市民に配布されているのであれば、内容を改めてください。職員の方々は、これを送られてきて何も思わないのか、誰か新しくしようと思わないのか、とても疑問です。 ウ: 封筒に書類を入れる際に、書類にシワや意図しない折り目(ななめに)がついていたら変えていただけないでしょうか。シワシワな書類が届いてとても不快でした。</p> <p>(3)子どもの1歳6か月検診の日程について 昨今、共働きが主流になっているのに平日の真っ昼間に検診の時間が指定されていて困ります。集団検診であっても枠を設けてスマホで(こちらの都合で)で予約することはできないのでしょうか？子育てを応援してもらえるのであれば、もう少し時世に寄り添っていただけると助かります。</p> <p>(2)のア・イに関連して、指摘された書類だけではなく市役所全体で古い資料を市民に配ってないか確認してほしいです。実際に、子どもが生まれる前に参加したパパママ教室でも古い資料が配布されたので。一般の会社であんなに古臭い書類は見ません。 言われたことだけ直すのではなく、職員全体の意識を変えていただきたいです。移住してきて数年経ちますが余りにも酷いので、率直にお伝え申し上げます。</p>	<p>ご意見をいただきありがとうございます。</p> <p>(1)「1歳6か月児健康診査表」の内容について ア 25(母の喫煙状況)・26(父の喫煙状況)の質問につきましては、国(こども家庭庁)に報告する必須項目として設定されているため、父母それぞれの喫煙の有無と本数について、別々に回答をいただいております。また、27(同居家族の喫煙の有無)の質問につきましては、両親以外からの受動喫煙の有無を確認するために設けております。 イ 30(母がゆったりとした気分で子と過ごせる時間の有無)、34(父の育児状況)の質問につきましても、同様に国報告の必須項目であるため、内容の変更が難しい事をご理解願います。その他の29(母の心身の状況)・31(相談者の状況)・32(手伝いの状況)・33(父に打ち明けられるか)の質問につきましては、国報告に含まれていないため、今後文言や表現の修正について検討してまいります。</p> <p>(2)「こどものコミュニケーションの育ちについての質問表」の内容について ア コピーではなく印刷機を使用して用意しておりますが、一度に数百枚単位で印刷しているため、かすれ等が生じて見づらくなっていた可能性があります。今後は見やすい資料の提供に努めてまいります。 イ この質問表は沼津市独自の書式ではなく、社会性の発達把握のためのスクリーニングツールとして国が使用を推奨している書式を、イラストも含めそのまま使用しておりますのでご理解ください。 ウ 印刷物のシワや折り目等につきましては、一層丁寧な封入により再発防止に努めてまいります。</p> <p>(3)「1歳6か月児健康診査の日程」について 健診日程につきましては、現状、従事する医師や歯科医師等の診療の合間や診療時間を変更して調整した時間等を利用し確保しています。このため、日程の変更が難しい状況にあり、密の回避や滞在時間の短縮等のため、受付時間を分散し、こちらで時間指定して案内しております。お仕事等、お忙しい中ご来所いただいていることと承知しておりますが、スムーズな健診の運営のため、ご理解いただきますようお願いいたします。</p> <p>(2)のア・イに関連して 市役所全体においても、文書をはじめとした情報発信の内容や方法等について、その時々状況や事情に適したものとなるよう努めてまいります。</p>	健康づくり課 生活安心課

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
8月28日	9月6日	<p>市立病院の面会について 市立病院で出産予定です。 産婦人科だけでも面会緩和してほしいです。 近隣の病院は何かしら制限(人数、時間)はしながらも面会緩和されています。</p>	<p>当院の面会制限について、貴重なご意見をいただきありがとうございます。 当院においては、院内における今年7月からの新型コロナウイルス感染者数の増加に加え、8月のお盆時期などに人流が増加する見込みであったことを見据え、入院患者さんの感染防止を目的に、7月29日から面会の全面禁止措置を実施してまいりました。 こうした中、職員が全力を挙げて感染症防止対策に努めた結果、新型コロナウイルス感染者数は大幅に減少しており、今後も増える傾向にはないと判断できたことから、9月2日から面会制限を一部解除しました。 どうぞ安心して、出産のため当院をご利用くださいますようお願い申し上げます。</p>	病院管理課

令和6年3月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
3月29日	4月10日	<p>任意継続から国保への切り替え手続き 3月31日付けで任意継続の資格を喪失することから、国保に切替え加入手続きをしようと思い、市役所のHPを確認したところ、1週間前から手続き可能との記載があったことから、3月25日の午前8時30分過ぎに電話で国民健康保険課に架電し、応答した女性職員の方に確認したところ、資格喪失の証明書が必要と言われましたが、当方の所属していた組合では、事前に発行はできず、「任意継続でなくなることの申出書」ならあると伝えたところ、それに任意継続の資格喪失日は記入されている問われ、3月31日に任意継続組合員でなくなる旨の記載があると伝えたところ、それなら可能といわれました。</p> <p>その後、3月28日に健康保険課へ伺ったところ、資格喪失の証明書が必要と言われ、取り合ってもらえませんでした。家内は病気がちであり、保険証のない期間がある事を不安がっており、事前に確認したにもかかわらず、窓口対応した年配の女性職員は、だれが電話対応したかさえ確認もせず、沼津市では、できませんも一点張りでした。</p> <p>私の対応のどこが悪かったのでしょうか。いずれ組合から資格喪失の証明書が送られてきて、再度伺うことになると思いますが、二度手間になります。このような事例は希なものではないと推察します。課内の対応を統一していただくようお願いいたします。そして、もう少し市民に寄り添う対応を望みます。</p>	<p>国民健康保険への加入手続きについて、貴重なご意見ありがとうございます。この度は何度も窓口に来所いただき結果となり、誠に申し訳ございません。</p> <p>お電話でお問い合わせいただいた際は、お持ちの書類について、発行元の聞き取りなど、こちらの確認が十分ではなく、その結果誤ったご説明となってしまい、大変失礼いたしました。また、奥様におかれましても、スムーズな国保加入手続きを進めることができず、ご心配をおかけしたことを心よりお詫び申し上げます。</p> <p>任意継続の健康保険から国民健康保険への切り替えの際は、原則として「任意継続資格喪失証明書」または、「資格喪失(予定)年月日が記載された任意継続の健康保険証」の提示を求めています。これらのご用意できない事情がある場合は、「資格喪失日が確認できる任意継続保険者が発行した書類」をお持ちであれば、そちらでも手続きが可能となります。</p> <p>この度ご持参いただきました書類は、任意継続保険者に提出する申出書であり、任意継続保険者が発行した書類ではないため、加入手続きを進めることができないものとなります。資格喪失証明書がお手元に届き次第、再度来所いただき、国保加入の手続きをお願いします。資格喪失証明書のほか、来庁される方の顔写真付きの本人確認書(マイナンバーカードや運転免許証等)をお持ちいただければ、保険証をその場でお渡しすることができます。</p> <p>今回の件を受け、今後は国保加入手続きのみならず、各種手続きにおける事務マニュアル等を課内で再度共有し、対応の統一を図るとともに、お電話でのご案内の際は、誤解を招かぬよう、より慎重かつ丁寧な説明を心がけ、市民のみなさまに対して適切なお案内ができるよう、市民サービスの向上に努めて参ります。</p>	国民健康保険課

令和5年11月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
11月9日	11月21日	<p>带状疱疹予防接種、50歳以上助成 最近、带状疱疹ワクチンを打った方が良いみたいです。友人とも話題になりました！带状疱疹になると後遺症が続いたり入院したりする場合があります。予防のワクチンが高額であり、何でも値上げの中、打つのも躊躇してしまいます。他の市によっては、助成金あるところもあり、沼津市でも、助成あれば助かります。</p>	<p>ワクチンには、予防接種法で規定する定期接種とそれ以外の任意接種の2種類があります。定期接種のワクチンは、感染力が強く、発病した場合に重症化する疾患を、社会や集団で予防する必要性から国が接種を勧奨し、各自治体が接種を行います。費用は全額公費負担や、一部自己負担となる場合もあります。</p> <p>一方、任意接種のワクチンは、個人が接種をした方がいいと判断したときに接種するもので、費用は原則自己負担となります。</p> <p>带状疱疹ワクチンは、任意接種のワクチンであり、現時点では沼津市は助成制度を設けておりません。しかしながら、ワクチン接種が带状疱疹の発症及び重症化予防に効果があること、ワクチン費用が高額であること、全国的に助成制度を設ける機運が出ていることなどから、沼津市においても助成制度の実施に向け検討しているところです。</p> <p>また、国において带状疱疹ワクチンを定期接種化する検討も進められていることから、その動向も注視し、带状疱疹ワクチン接種の取扱について変更があった場合には、広く市民の皆様にお伝えしてまいります。</p>	健康づくり課

令和5年10月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
10月10日	11月2日	<p>乳がん検診について</p> <p>昨年度、本当は40オクーポンで無料で受けられるはずだったが、出産を6月にし、授乳中だったためできませんでした。</p> <p>なので今年は受けようと思い、広報と一緒に配られた冊子を見て、どこで受けられるか調べましたが、乳がん検診を受けられるところが少なかった。しかもマンモグラフィができる場所はさらに限られていた。</p> <p>乳がん検診にしるしがついていて、TELしても実際はエコーや触診のみでマンモグラフィは別医療機関になると何件か言われた。</p> <p>配布する冊子にマンモグラフィができる場所はわかりやすくしてほしいです。</p> <p>胃がん検診は、X線と胃カメラとわかるように表記されているので、乳がんもエコーとマンモグラフィでわけて表記してほしい。</p> <p>また、乳がん(マンモグラフィ)検診2,000円は高いなと思います。検診なので自費はわかりませんが。</p> <p>たまたまみた沼津医師会管轄の2市2町各負担金の一覧をみました。</p> <p>長泉町はそれも自己負担なし。さすが長泉！！</p> <p>他の沼津、裾野、清水町は負担金あり。</p> <p>全額負担なしで検診を受けられると受診率は高くなると思います。それはムリだとわかっています。</p> <p>裾野や清水町の方が負担金が少ないので沼津ももう少し安くしてくれたらいいなと思います。</p> <p>乳がんマンモグラフィが特に他と差が大きかったです。</p>	<p>乳がんは早期発見であれば完治の可能性が高いとされる一方で、がんがかなり進行してから受診する患者が多いと言われています。このため早期発見・早期治療に向けて、検診機会の確保及び検診受診率を向上させていくことが重要です。</p> <p>乳がん検診は、問診・視触診・マンモグラフィ検査を行います。マンモグラフィ検査を実施している医療機関は限られているため、問診・視触診は別医療機関で受診いただくことで、マンモグラフィ検査を行う医療機関の負担を軽減し、より多くの方が受診できる検診体制としています。</p> <p>また、本市では、検診機会の確保及び受診率向上のため、医療機関での検診とは別に婦人がん検診車による集団検診も実施しているほか、未受診者への受診勧奨通知の発送、SNSや健康イベントを利用した乳がんに対する情報提供や受診勧奨などを実施しております。</p> <p>ご指摘のありました冊子「特定健診・がん検診のご案内」への表記については、より分かりやすいものとなるよう実施する医療機関等との協議調整を行ってまいります。</p> <p>乳がん検診の自己負担額については、検診体制の維持や受診率向上への影響などを踏まえながら検討してまいります。</p> <p>なお、エコー検査についてですが、国の乳がん検診に関する指針の中では実施することになっていないため、市の乳がん検診の検査内容には含まれておりません。</p>	健康づくり課

令和5年9月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
9月12日	10月10日	<p>県外からの移住者に対する窓口対応改善要望について 娘2人がUターン就職のため、東京から移住した。ところが、沼津市のホームページの不備や窓口対応の悪さから、国民健康保険加入手続きのために何回も足を運ぶ事になり、不便を感じた。</p> <p>(1)沼津市役所市民福祉部への要望 ホームページが不備であり、改善・見直しが必要！ ①別紙1の「国民健康保険に加入するとき(他の市町村からの転入)」の必要書類に資格喪失証明書または脱退証明書が必要と書かれていない。(記入もれ) また、東京では別紙2の離職票でも受付してくれるのに、沼津市ではダメと言われた。この事も書かれていない。 ②ホームページに書かれているので見てほしいというのは上から目線！ 関連する内容はリンク先を明示しておく事が親切な対応です。ホームページを使いやすく簡素化する事が必須。ホームページ作成したから良いのではなく、たえず見直す事が必要です。</p> <p>(2)大岡支所窓口への要望 市民目線に立った対応が必要！(サービス精神が欠如) 申請時に何々がないから受付られないとの一点張り。言葉だけで必要書類のメモもくれない。聞きまちがいがあると再度やり直しが必要になる。申請に必要な書類がわかるメモ(不足している書類を明示)を用意した方が親切です。 高齢化に伴いパソコンやスマホに不慣れな人が増加するので改善が必要。</p> <p>私は沼津で生まれ、沼津で育った(一時期県外へ移住)人間です。 沼津市は地理的環境(下記※)がすばらしく、日本一住みやすい街がと思っています。 沼津市をより良くするために提言書を書きました。 ご検討をよろしく願います。 ※交通便利で東京に近い。温暖な気候で雪があまり降らない。風光明媚で富士、箱根、伊豆へ1時間程度で行ける。 水がきれいなど。</p>	<p>国民健康保険への加入手続きおよび市民窓口事務所の対応について貴重なご意見ありがとうございます。 このたびは、何度も窓口に来所いただき結果となり、誠に申し訳ございませんでした。</p> <p>まず、他の健康保険の資格を喪失したことによる国保加入の場合に、「資格喪失証明書」や「脱退証明書」が必要となりますが、今回のケースは、他の健康保険の資格喪失と本市への転入が同時であり、その場合本市では、以前加入していた健康保険の保険者が発行した「資格喪失証明書」や「脱退証明書」により、資格喪失年月日を確認させていただいた上で加入手続きをすすめております。 現在のホームページの記載において、①他市町村からの転入による加入と②他の健康保険の資格喪失による加入の手続きをページを分けて掲載していますが、今回のケースに対応したご案内が不足しており、お手数をおかけしてしまい申し訳ございませんでした。今後は、ホームページの記載内容を見直すなど、市民のみなさまにわかりやすい情報発信に努めてまいります。</p> <p>次に、市民窓口事務所の対応についてですが、申請に必要な書類につきましては、口頭での案内にとどまらず、必要に応じて書面での案内も行うなど、分かりやすい説明に努めてまいります。</p>	国民健康保険課 市民課

令和5年7月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対応	担当課
7月19日	8月1日	<p>子供の予防接種期限について 子供の予防接種期限について、数年間のコロナ禍の際、病院の受診を控えており予防接種についても見送っていました。 世の中的にも病院の受診を控える動きだったと思います。また、日本脳炎については去年、ワクチンの供給が不安定なため接種を控えるように市から手紙がきました。</p> <p>その数年間の情勢だったため、素直に従っていたら接種券の期限が切れました。保健センターに問い合わせたら実費で接種してくださいとのことでした。</p> <p>市からコロナ禍でも予防接種はするように発信していたでしょうか？他の自治体では期限を延長しているところもあるようですが、沼津市は延長措置は取らないのでしょうか。</p>	<p>新型コロナウイルス感染拡大状況での予防接種については、厚生労働省が、令和2年6月から新型コロナ対策のために接種を遅らせることのないよう呼びかけを行っております。 本市においても、「広報ぬまづ」や乳幼児の接種券発送に同封するチラシなどを通じ周知を図ってまいりました。また、公費負担で接種できる有効期限についても、市ホームページや全戸配布している保健ガイドに明示し、期限内の接種に向けた注意啓発を行っているところです。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大を理由とした延長措置については、国の通知により、医療機関で院内感染の防止ができない等で接種機会の確保ができない場合など、規定の時期に接種ができない相当な理由がある場合に認められていますが、本市では感染拡大により予防接種の受け入れを中止した医療機関がないことなどから、受診控えを理由とした延長措置は実施しておりません。</p> <p>また、日本脳炎の予防接種については、全国的にワクチンの不足がみられたことから、令和3年度に一部の対象者に接種券の送付を見合わせましたが、令和4年度には回復し、医療機関で接種できる体制がとられたため、接種券を順次送付いたしました。この際、公費負担の期限までの期間が最低でも2年以上あることから、ワクチン不足の影響による延長措置は設けてはおりません。</p>	健康づくり課

令和5年3月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
3月28日	4月11日	<p>国民健康保険給付時の記入について 健康保険給付時の記入について 個人番号を記入になっているがマイナンバーに変えるべき と思います。 健康保険者番号と間違いました。 以上</p> <p>個人番号は知らないよ。</p>	<p>日頃より、本市の国民健康保険事業にご理解をいただきありがとうございます。</p> <p>国民健康保険における高額療養費をはじめとした各種支給申請書の様式については、平成28年1月の社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入により、国民健康保険法施行規則が改正され、様式中の記載事項に「個人番号」が追加されることとなりました。</p> <p>本市の各種様式においても、国が示す参考様式に倣い、「個人番号」と表記しておりますが、法律用語である「個人番号」よりも、その愛称である「マイナンバー」という表現の方が、みなさまの認知が高く、伝わりやすい表現であると認識しております。</p> <p>各種様式における「個人番号」の表記については、今回いただいたご意見や、他市の状況なども参考にしながら、「個人番号(マイナンバー)」等の表記への変更を検討を行うなど、国民健康保険被保険者のみなさまにとって、よりわかりやすい表記となるよう努めてまいります。</p>	国民健康保険課

令和4年10月分「市民の声」

受付日	完了日	件名・内容	対 応	担当課
10月27日	11月16日	<p>流産・死産後の連絡について 流産・死産した方は役所(保健センター)に電話連絡を行うことになっています。 確かに、連絡をしないと産後1ヶ月検診のお知らせなどが届いてしまうのはそれもそれで辛いです。 でも心身ともに弱っている時に電話で「流産しました」と伝えることの残酷さを、もう少し理解して頂きたいです。 私はすぐに連絡は出来ず、四十九日が過ぎてから電話をしました。流産したんですが…と言葉にした瞬間に色々な事を思い出して涙が溢れとてつらい時間でした。 担当に変わります、というのもしいますか？ 電話しなくてはいけないなら、その場で終わらせて欲しいです。 電話で確認したのは名前と生年月日でしたが、メールではダメなのですか？出来ることならメールフォーム等での連絡で済ませたいです。 電話で対応してくれた方はとても優しく、私の体調を気遣って下さいました。その事はとても感謝しております。 まともに話せる状況ではなく、素っ気なく電話を切ってしまうと本当に申し訳なかったです。 電話かメールで、のように選択肢があるとうれしいです。 検討していただければ幸いです。</p>	<p>流産や死産で大切なお子様をなくされた悲しみは計り知れません。 お心の痛みを察し、つらいお気持ちに寄り添わねばならない立場にありながら、私共の配慮を欠いた対応が、そのつらさを助長する結果となりましたこと、深く反省しております。 妊娠が継続できなくなった場合の連絡は、電話に限らずメールでも受け付けているところではありますが、その案内が不十分であったため、電話連絡のみの対応と誤解を与えてしまったことについても、お詫び申し上げます。一層の周知を図るとともに、新たに専用のメール様式を作成するなど、利用者に配慮した手続きとなるよう工夫してまいりたいと考えております。 なお、お電話いただいた際の保健師への取次ぎにつきましては、〇〇様の体調などを保健師から伺わせていただきたかったためであり、ご理解いただければと思います。 今さらではございますが、「少し気持ちを聞いてほしい」「気持ちを共有できるような場所を教えてください」などございましたら、ご連絡いただければと思います。</p>	健康づくり課